

一関市入札制度等見直し、改善の取組に対する質問及び回答

No.	会派名等	質 問	回 答
1	清和会	① 元職員及び職員が不正を起こした動機を検証し、解消すべく取り組んだ具体的な方策について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> 職員倫理規程を制定するとともに、全職員を対象としたコンプライアンス研修を行った。 なお、工事等設計担当者及び契約事務担当者に対し、入札や契約に特化した法令遵守に関する定期的な周知及び研修を行うこととした。
2		② 入札制度等改革本部の今後のスケジュールは。(不正入札の再発防止策立案により解除するのか)	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度等改革本部は、令和6年度末をもって廃止し、以降については、職員における法令遵守については職員課で、入札事務の見直し、改善については総務課で事務を引き継ぐこととなる。
3		③ 一関市入札制度等改革本部設置要綱にある、その他不適切な入札の排除について、今回の官製談合のほか、どのような事例を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度等改革本部において、想定事例を具体的に協議した経過はないが、事業者間における談合が想定される。
4		④ 建設部都市整備課職員が関与した事件について、同職員は判決を不服として控訴しているが、市の所感は。	<ul style="list-style-type: none"> 控訴は裁判上の制度(手続)であり、市としての所感は特にない。
5		⑤ 職員の動機について説明されているが、他の職員の聞き取り、法令遵守確立検討部会でどのような意見があったか(当該職員の立場に立った意見はなかったのか)	<ul style="list-style-type: none"> 他の職員からの聞き取りについては、入札制度等見直し、改善の取組に記載したとおりであり、法令遵守確立検討部会での意見は、倫理規程の内容に関するものであった。いずれも動機に関する意見等は、なかった。
6		⑥ 今後の法令遵守に係る職員研修の予定はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 今後の実施については、対象や方法などを含めて検討していく。
7		⑦ 予定価格の事前公表について、試行する期間並びにその期間の根拠は。	<ul style="list-style-type: none"> 試行の対象とする入札は、予定価格の事前公表による影響を広く把握できるように、通年度で工種や金額、参加資格などに偏りがないようにすることとしており、試行結果の検証期間も試行を継続することから、概ね2年間は試行する想定である。
8		⑧ 予定価格の事前公表の対象工事となった根拠の公表は。(工種、設計額、参加資格などを考慮してとあるが具体的に対象工事とする基準は)	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の事前公表を行う入札については、工種や金額、参加資格などに偏りがないように総合的に勘案し選定することから、対象とした個別の理由は公表しない。
9		⑨ 予定価格の事前公表と総合評価落札方式の並行導入に係る市の考えは。	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の事前公表を試行した結果により、総合評価落札方式の実施等を含めて対応を検討する。
10		⑩ 入札の不正に係る監視抑制体制について、電子調達システムを検討した経過があるか。また、導入に当たっての課題をどのように捉えているか。	<ul style="list-style-type: none"> 政府が実施している電子調達システムは、全省庁の入札参加申請から入札までの一連の手続を、インターネット上のポータルサイトから行えるものである。 市では、令和4年9月から入札参加資格審査申請システムを、令和6年1月から電子入札システムをそれぞれ導入し、建設工事及び建設関連業務の入札は電子入札システムにより行っている。 物品、役務への電子入札の拡充や電子契約の導入については、継続検討することとしている。 契約事務のデジタル化に向けた課題は、デジタル化に係る予算や事業者側の環境整備、操作などの負担と捉えている。

11	清和会	⑪	事業者側の談合を抑止するため、資格登録業者に対して、不正行為に対する罰則や措置、市の職員倫理規程などを定期的に周知するとあるが、周知方法と定期的に周知するその時期は。(メールのみの周知では談合抑止に繋がらないと思うがいかがか)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への具体的な周知方法や時期は未定だが、 <ul style="list-style-type: none"> 時期としては、資格登録の時期や契約に関する例規、契約約款などの改正に合わせた周知、業界団体との懇談時などであり、 方法としては、ホームページへの掲載、事業者へのメール、文書の配布などを想定している。
12		⑫	<p>予定価格について、入札前に公表することを試行することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月の特別委員会の質問事項に対する回答では、以前行っていた予定価格の事前公表を建設業団体からの要望や国の指針を受けて事後公表としたとされているが、今回、事前公表を行うこととした理由は何か。 11月の特別委員会で、参考人である建設業協会支部長等から、予定価格の事前公表はデメリットが多いことから事後公表を要請しているとの発言があったが、それをどのように考えるか。 試行の結果、入札前の公表を取りやめることはあるのか。また、試行ではなく全面的な事前公表により予定価格に係る不祥事を生じさせないようにするべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の一連の事案を受け、予定価格及び設計額の漏洩に係る利害を排除するため、予定価格の事前公表を試行するもの。 試行としたのは、予定価格の事前公表によるデメリットを含めた影響を判断する必要があるため。 試行後の本格実施などは、試行の結果によって判断する。
13		⑬	<p>業者側の談合抑止について</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月の特別委員会の質問事項に対する回答では、業者間の談合は捜査機関が行うべきで、確実な談合の情報があれば、公正取引委員会及び警察に通報するとなっているが、業者間の談合を抑止するとは、具体的にどのように取り組み、抑止するのか。 9月3日の裁判で業者間の談合があったと検察側は主張しているが、このことと今回の対策の関連はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が談合などの不正行為を行った場合に、当該行為を行った事業者に対し、市として厳しい対処を示すことにより談合等の不正行為を抑止しようとするもの。 具体的には、指名停止期間の拡大及び不正行為に係る違約金特約条項の新規規定である。 これら対応と、裁判における検察側の主張の関連はない。
14		⑭	<p>入札及び契約に係る不正を抑止する組織体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の不正行為が生じた原因として、職員が工事の遅延等による影響を考慮して行ってしまったと述べているが、専門職員の業務量が多く人員が不足していたことも要因となっているのではないか。したがって、専門性のある職員の充実を図る必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員については、業務量に応じた人員を配置している。 また、人員不足による工事の遅延があったとは捉えていない。 今後も、業務量に応じた人員の確保に努めていく。
15		⑮	<p>現職職員の入札に伴う予定価格の漏洩は、上司はわからなかったのか。また、俎上の2社以外にも聞かれたら、予定価格を教えたということはないのかについて、当該職員から事情聴取した経過はあるのか、また、聴取しないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本人以外の職員の関与については、公判で当該職員が「ない」と証言している。 当該職員からの事情聴取については、当該職員の仮釈放条件に市職員及び関係事業者との接見禁止があることから、事情聴取した経過はない。
16	日本共産党一関市議団	①	<p>当市の入札における課題等のうち、外部委員から技術系職員の定期的な異動が必要と指摘されており、技術系職員が少ないことが今回の事件の要因の一つとも考えられることから、どのように取り組もうとしているのか伺う。</p>	No.14 に同じ

17	日本共産党一関市議団	<p>② 予定価格について、入札前に公表することを試行するとあるが、特別委員会での参考人招致の際の質疑では、建設業協会の方々は反対の意思を示しており、業界団体との理解を得るための協議等は考えているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前公表による弊害（事業者の積算力・技術力・経営力、くじ引きの増加等）が指摘されているが、どのように捉えているのか伺う。 ・この間、建設業界への聞き取り等を行ってれば、どのような要望・意見交換があったのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度等見直し、改善の取組を最終的に取りまとめるに当たり、岩手県建設業協会一関支部及び千厩支部並びに一関市水道工事業協同組合の各役員の方々から意見を伺った。 ・いただいた意見としては、最終案に対し理解を示す意見があった一方、 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の品質や入札における価格競争への懸念から、予定価格の事前公表には反対である、 ・予定価格の事前公表を行うのであれば、総合評価落札方式も実施すべきなどの意見があった。 ・事前公表による影響については、試行の結果により確認していく。
18		<p>③ 改革本部として対応を見送ることとした第三者機関の設置について、実施体制の整備や審議の実効性など課題が多いとあるが、具体的にはどのようなことか伺う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関による入札に係る審議の十分な時間の確保（件数や審議の深度の課題）、 ・委員となる専門的な知識やスキルを持った人材の確保、 ・第三者機関の設置に伴う組織、職員体制の整備などが課題と捉えたところである。
19	一関市議会公明党	<p>① 元職員及び建設部職員が関与した事件で、二人のそれぞれの動機が生まれた背景にあるものは何か。また、それを今後どのように解決していくのか。特にも、入札不調や入札不成立が発生する要因について、どのように解決しようとしているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両職員ともに、工事の設計や監督などを行う部署の管理職としての強い責任感があったものと思われるが、不正行為の防止には、職員のコンプライアンスの徹底が重要と考えることから、工事等設計担当者及び契約事務担当者に対し、入札や契約に特化した法令遵守に関する定期的な周知及び研修を行うこととした。 ・なお、試行ではあるが、予定価格の事前公表により、予定価格を超えた入札は原則なくなることとなる。
20		<p>② 当市の入札における課題等の入札制度において、外部委員から「総合評価落札方式は、不正入札の防止には効果がある」との指摘があるにもかかわらず、この方式の導入について、なぜ「継続して検討」という結論になったのか。また、導入について、いつまでに検討結果を出そうとしているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は、平成20年から令和元年まで試行したものの、 <ul style="list-style-type: none"> ・その入札結果のほとんどが、価格のみによる入札方式と変わらなかったこと、 ・入札に係る事務手続が大幅に増加することなど、発注者、受注者双方に負担が生じる課題が大きいことから、 関係団体の意見を聴きながら、負担の軽減や公平な評価の方法などについて、継続して検討することとしたもの。 ・検討の終期は定めていないが、予定価格の事前公表の試行結果の検証と併せて検討を行うこととしている。

21	一関市議会 公明党	③ 過去に総合評価落札方式を試行した結果、価格のみによる入札方式と変わらなかった、事務手続きが発注者、受注者双方に負担が生じる課題が大きかったとあるが、その要因は何か。また、内容の見直し等の検討も行うず試行を取りやめたのか。岩手県が導入している総合評価落札方式と、本市が試行した総合評価落札方式を比較してみると、特に、「配置予定技術者」に関する要件に違いが見受けられる。本市が過去に試行した総合評価落札方式の評価項目について、どのように検討がなされ試行に至ったのか、そのプロセスについて伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が試行した総合評価においては、評価項目を11項目とし、岩手県の評価項目より簡略化していたが、項目毎に事業者が資料を作成する必要があり、また、市の発注担当及び設計担当が確認、配点し、価格評価点との合算を行い落札者を決定するため、価格のみによる入札よりも受注者・発注者ともに事務作業が増加する。 ・ 市では、市内業者優先発注に取り組んでいるが、地域貢献活動は業界団体として取り組んでいるものも多く、また、特殊な技術を必要とする工事もほとんどないことから、市内事業者間で評価点に大きな違いは生じず、試行した45件中44件が価格のみの競争と変わらなかった。 ・ 総合評価落札方式による入札の試行を一旦休止するにあたっては、指名業者資格審査会や設計担当などから意見を聴取したところであり、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査に該当した案件はなく、ダンピング防止の効果も見られない、 ・ 現状において地域密着型に合わない、都市部向きの内容である、 ・ 新しい技術を提案する工事は、市発注案件ではほとんどないなどの意見があった。
22	輝郷会	① （「一関市入札制度等見直し、改善の取組」資料P17）「業者にとって設計を見込みやすい」との記載があるが、見込みやすいと判断した理由を、次点の事業者が近似の価格で入札しているためとしているが、価格が似通っていることと、設計が見込みやすいとしたことの因果関係はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札事業者は予定価格と同額で、次点落札事業者は予定価格に近似の金額で入札していることから、複雑な積算や特殊な施工がないなど、設計額を積算しやすい工事であったものと入札結果から推察したもの。
23		② 業者が見込みやすい、見込みにくいと判断する要因はどこにあると推察しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表されている単価（県単価、物価資料）により積算されている工事の設計は、事業者にとって設計を見込みやすいものと考えられる。
24		③ 本市の平均落札率が岩手県及び県内他市と比べて高い傾向にある理由として、契約に係る開示請求が、県内他市に比べて特に多い状況から、積算内容を積極的に確認し、入札積算に活用しているものと推測している。本市においては、入札に参加し落札している業者の積算能力が高いとみているのか。その場合、平均落札率が高いことは、むしろ望むべき傾向と捉えるべきなのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市としては、本市における落札事業者の設計積算能力は高いものと捉えており、そのことが、平均落札率が高くなる要因の一つと捉えている。
25		④ 予定価格の公表は、事業者の積算能力の低下を招くといったことが、内部検討や外部委員からの意見としてなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委員からの意見において、具体的に事業者の積算能力の低下を招くことへの懸念に関するものはなかった。 ・ 改革本部の検討においては、積算能力や品質の確保の観点から、入札参加資格の審査における等級の格付けや、地元企業優先発注方針による市内事業者の落札実績、施工実績により、一定程度の品質は確保されているものと考えられることを事務局から説明をし、確認したところである。

26	輝郷会	⑤	精度の高い積算能力を持つ事業者は、入札の際にその能力を活用していると思われるが、そのような業者が落札した場合の工事を執行する際の利点、活用をどのように考えるか。 積算能力の高さが主に落札目的である場合、予定価格を事前公表することにより、業者にとって余計な手間がかからなくなると思われ、業者の資質を下げってしまうのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 設計の積算能力が高い事業者は、工事費を適切に見積もることができ、そのことが適正な工事費や工期による施工につながるものと考えられる。また、これらについては、民間の工事においても当てはまるものと考えられる。 予定価格の事前公表を行った場合にあっては、入札時には工事費内訳書を提出することとなるが、工事費の内訳書は、各事業者が積算し、作成する必要があることから事業者の積算能力の低下につながるものとは捉えていない。
27		⑥	予定価格の事前公表を試行するとしているが、公共工事の場合は、仕様書等から必要な経費を算出し、積算した総額を予定価格とする原価計算方式が一般的とされているが、予定価格の設定はそのような方式で実施するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第7条第1項第1号で、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、（略）公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」とあり、当市においても、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額を予定価格としている。
28		⑦	最低制限価格は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の劣化、安全対策の不徹底等工事の品質を確保する観点からも必要な制度であるが、最低制限価格より1円でも低い価格で応札すると失格となり、最低制限価格なら必ず落札できるのであれば、これも情報漏洩などの温床になりやすいが、このことについてはどのように認識しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、最低制限価格の算定にあたり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の最新の算定モデルを採用している。このモデルは公表されていることから、事業者は、それぞれの積算価格から最低制限価格を算出することができる。 最低制限価格は、入札の制度上、入札前に公表すべきものではない。
29		⑧	最低制限価格を調査基準価格と位置づけ、この価格を下回った場合でも失格基準価格以上で履行可能と判断されれば、落札者となることのできる「低入札価格調査制度」を導入する考えはないか。	<ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査制度は、総合評価落札方式の試行を実施している際に導入していたが、これは、総合評価の性質上、最低制限価格制度を適用できないことから採用したもの。 当市における低入札価格調査制度の導入は、総合評価落札方式の実施と併せて検討されるものとなる。 一部自治体では、最低制限価格を採用せず、低入札価格調査を全ての入札に採用しているが、開札後、落札決定までに時間を要する課題がある。
30	一関みらい	①	入札に対して不正が発覚した場合の市職員の具体的処罰はなにか。	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準では「故意の秘密漏えい」、「入札談合等に関する行為」は「免職」又は「停職」とされており、これに準じて判断することとなる。
31		②	入札に対して検査機関を設ける考えはないか（第三者機関や委託など）	<ul style="list-style-type: none"> 入札に関する有識者による監視委員会などの第三者機関については、実施体制の整備や審議の実効性など課題が多いことから、設置しないこととした。
32		③	継続して検討等を行う事項として契約事務のデジタル化、総合評価落札方式とあるが、いつを目途に結論を出すのか。	<ul style="list-style-type: none"> いずれの事項も検討の終期は定めていないが、 <ul style="list-style-type: none"> 契約事務のデジタル化に関しては、電子契約の導入などの施策と併せて、 総合評価落札方式については、予定価格の事前公表の試行結果の検証と併せて検討を行うこととしている。
33		④	総合評価落札方式は、過去の実績などを理由に難しいとされているが、過去の総合評価落札方式にとらわれず、項目や手法などの検討はされたのか。	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式の実施については、今後、継続して検討することとしている。

34	一関みらい	⑤	関係職員の聴取手法は書面で行ったとなっているが、もっと厳格な聴取をすべきと思うが、反省点について伺う。また、今後このような事案に対する聴取方法についての考え方を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> 今回は逮捕された職員との接触が出来ず、詳細な情報がない中で迅速に情報を収集する必要(他の業者の関与の有無を確認し、入札事務の再開等を判断する必要)があったこと、及び関係職員数が多数であったことから、書面による聞き取りが最善であると判断した。 今後においても、その状況に応じた手法を検討し、実施していく。
35		⑥	入札不調や入札不成立が続き、利用者に不利益や不便が生じないように工事の遅れを懸念して価格の漏洩を行ったとあるが、入札不調や入札不成立になると何か月工事が遅れるのか。また、遅れた場合の対処の方法について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> 当市の入札は、毎月、月末に1回実施しており、入札が不調又は取りやめ等になった場合は、原則翌月(指名業者資格審査会での再審査が必要な場合は2月後)に改めて入札を行っている。 入札不調等により発注が遅れた場合、特段の対応は行っていないが、個別に対応が必要な場合は、その事案ごとに適宜対応している。
36		⑦	物価の高騰が続いている中、積算時点の価格と入札時点の価格ではタイムラグがあり違いが出てくると思うが、調整をどのように行っているのか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> 設計額積算時点と入札時点での価格の変動に対する調整は、行っていない。 なお、契約後、受注者が実際に部材などを発注する時期の単価や賃金が、契約時の積算単価と比較し、大幅に高騰している場合は、契約書約款に基づき請負代金額の変更を行う。(一関市建設工事契約書約款第25条)
37		⑧	予定価格公表にあたって、業者の見積価格が予定価格より高かった場合、市はどのように対応するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が見積もった入札額が予定価格より高い場合、当該事業者は失格となる。
38		⑫	入札方式は総合評価落札方式が望ましいと思うが、評価内容を複雑化すべきではないと考えるがいかがか。	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式の導入にあたっては、受発注者双方の負担の軽減を図ることが必要と捉えている。
39		⑬	業者の見積額と予定価格に乖離がある場合の対処方法はどのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が見積もった入札額が予定価格より高い場合、最低制限価格より低い場合、いずれの場合でも、当該入札事業者は、当該入札において失格となる。 なお、参加事業者がない若しくは少数のため入札の執行を取りやめた場合、又は入札が不成立の場合は、工事内容や設計を確認し、必要に応じ見直し等を行ったうえで、改めて入札を執行する。
40		⑭	予定価格を公表する件数が全体の2から3割となっているが、この内容はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> 工種や金額、参加資格などに偏りがないように対象工事を選定するもの。
41		⑮	指名停止期間が最大24か月から36か月に変更されたがその根拠は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第167条の4第2項「普通地方公共団体は、(中略)3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。」としている規定である。
42		⑰	この2社は市内業者であり、市内の社員を抱えている。2年間仕事がなくなるのかなりのダメージがあるのではないかと考えるが、そのあたりは考慮したのか。	<ul style="list-style-type: none"> 市の指名停止措置要綱の基準に則り、指名停止措置を行ったもの。